

茨城県報

第 6 4 9 7 号

昭和52年 1 月 27 日

木 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有害な興行の指定 (青少年課)	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課)	2
●結核予防法に基づく医療機関の指定及びその辞退 (保健予防課)	3
●低温被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の指定 (農業経済課)	3
●ふ化業者の登録 (畜産課)	4
●保安林指定の解除 (4 件) (林業課)	4
●定款変更の認可 (3 件) (農地管理課)	5
●土地改良事業及び定款変更の認可 (")	6
●土地改良事業の認可 (")	6
●土地改良事業の適当決定 (6 件) (")	6
●換地処分届出 (3 件) (")	8

(教 育 委 員 会)

●無形文化財の指定の解除	9
●無形民俗文化財の指定	10
●天然記念物の指定の解除	11

(選挙管理委員会)

●立川土地改良区の総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会	11
------------------------------------	----

公 告

●肥料検査成績の公表 (農産園芸課)	11
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	12
●住宅地造成事業の工事完了 (")	13
●道路位置の指定 (")	13

正 誤

●昭和51年 7 月 16 日付茨城県報号外中	14
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第66号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和52年 1 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
517	映 画	混浴温泉穴場名所	関 東 ム ー ビ ー	同 左
518	"	女子学生⑧レポートNo.10 欲 情 する 娘 たち	西 独, ラ ビ ッ ド フ イ ル ム	富 士 映 画
519	"	タクシー野郎 夜 の 淫 ら 花	ワ タ ナ ベ ・ プ ロ	日 活
520	"	恋人セックス交換	大 蔵 映 画	同 左
521	"	スクランブルセックス 色 魔	米	ニ ュ ー セ レ ク ト
522	"	恍惚アパート 悶 々 時 代	幻 児 プ ロ	ジ ョ イ バ ッ ク フ イ ル ム
523	"	暴走痴漢車 性 旅 行	ワ ー ル ド 映 画	同 左
524	"	四畳半芸者の枕紙	日 活	"
525	"	日活ニユース ＜四畳半芸者の枕紙＞	"	"
526	"	痴漢わいせつ団地	国 映	"
527	"	犯 され た 告 白	東 活 プ ロ	"
528	"	ドキュメント 痴 漢 を 剥 ぐ	ワ タ ナ ベ ・ プ ロ	日 活
529	"	残酷・人肉私刑	国 映	同 左
530	"	ピン ク 性 狂 宴	ワ ー ル ド 映 画	"
531	"	猟 奇 薔 薇 奴 隷	ユ ニ バ ー ス ・ プ ロ	東 映
532	"	ネオン街の異 夜 の 履 歴 書	西 原 プ ロ	同 左
533	"	花の予備軍 売 春 グ ル ー プ	O K 企 画	大 蔵 映 画

茨城県告示第67号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	開 設 者 又 は 代 表 者	指 定 申 請 の 事 由
医 科					
012, 195, 4 51. 12. 1	医療法人徳仁会 丸山小児科病院	小	水戸市南町2-3-31	丸 山 秀 太 郎	組織変更 (診療所→ 病院)

012,196,2 51.12.15	五十嵐小児科 医院	"	" 笠原町1670—1	五十嵐 武 雄	新 規
022,099,6 "	財団法人日立メ デカルセンター 診療 療 所	内, 小	日立市東多賀町 5—1—6	秦 資 宣	"
312,024,3 51.12.5	福 島 医 院	産婦, 内, 外	東茨城郡常北町石塚 1491	福 島 正 夫	再 指 定
332,049,6 51.12.10	長谷川 "	内, 外, 小, 皮	那珂郡瓜連町瓜連536	長谷川 宗	"
歯 科					
013,049,8 51.12.10	村 居 歯科医院	歯	水戸市末広町 3—7—9	村 居 亮 一	再 指 定
403,014,0 51.12.13	青 木 "	"	筑波郡筑波町字北条 20	青 木 登	"

茨城県告示第68号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
小 林 医 院	古河市本町3—1—33	52. 1. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
小 林 医 院	古河市本町3—2—26	51. 12. 31

茨城県告示第69号

昭和51年6月中旬から10月中旬までの間の低温についての天災による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域について、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」第2条第5項第1号及び「昭和51年6月中旬から10月中旬までの間の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令」第8条の規定に基づき、次のとおり指定する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

区 分		特 別 被 害 地 域
農 業 関 係	一 般 農 業 者	高萩市旧高岡村
		北茨城市旧関本村大字小川
		北茨城市旧華川村大字小豆畑
		十王町旧黒前村
		里美村旧小里村大字里川

茨城県告示第70号

養鶏振興法第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

昭和52年 1 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	登 年 月 録 日	有効期限	住 所	氏 名	ふ 化 場 名
県北 51-8	52. 1. 17	55. 1. 16	西茨城郡岩瀬町南飯田	清 田 利 夫	日本ドブコック原 種農場

茨城県告示第71号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和52年 1 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
東茨城郡桂村大字赤沢字上河原552の1
(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定された目的

水害の防備

- 3 解 除 の 理 由

運動場用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び桂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和52年 1 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡大野村大字大小志崎字峰山776の2
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由
墓地造成のため

茨城県告示第73号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 藤 男 内

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9519の2, 9519の21
- 2 指定された目的
飛砂防備林
- 3 解 除 の 理 由
住宅用地

茨城県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島波崎町柳川字島松563の2
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由
排水路用地とするため

茨城県告示第75号

昭和49年10月18日付で新治土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和52年1月20日認可した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第76号

昭和51年8月10日付で小田土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和52年1月20日認可した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第77号

昭和51年11月12日付で新治土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和52年1月20日認可した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第78号

昭和51年10月12日付で幸江崎土地改良区から申請のあつた幸江崎地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により、昭和52年1月18日認可した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第79号

昭和51年9月24日付で東茨城郡御前山村大字檜山207番地青山正三郎ほか16名から認可申請のあつた谷津坪地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年1月18日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第80号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする塗戸地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

塗土地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和52年2月5日から昭和52年2月25日まで
3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第81号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする長峰地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
長峰地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和52年2月5日から昭和52年2月25日まで
3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第82号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする布川地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
布川地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和52年2月7日から昭和52年2月28日まで
3 縦覧の場所 利根町役場

茨城県告示第83号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする羽中地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
羽中地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年2月7日から昭和52年2月28日まで

3 縦 覧 の 場 所 利根町役場

茨城県告示第84号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする須藤堀地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

須藤堀地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年2月7日から昭和52年2月28日まで

3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第85号

菅原土地改良区が行なおうとする山口地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

菅原土地改良区定款の写し

山口地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年2月5日から昭和52年2月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 水海道市役所

茨城県告示第86号

昭和51年12月17日付農管指令第554号をもつて認可した渡里台地土地改良区泉上地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第87号

昭和51年12月17日付農管指令第553号をもつて認可した渡里台地土地改良区平須地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第88号

昭和51年12月22日付付農指令管第563号をもつて認可した梅作地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

3

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第~~8~~号

茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)付則第7項の規定により、次表に掲げる茨城県指定無形文化財の指定を解除する。

昭和52年1月27日

茨城県教育委員会委員長 結 城 昭 蔵

記号番号	名 称	所 在 地	管 理 者
無形 第 5 号	日 立 風 流 物	日立市神峰町	日立市郷土芸能保存会
" 13 "	日 立 の さ さ ら	日立市 宮田, 会瀬, 助川, 水木, 大久保, 諏訪, 中成沢	"
" 3 "	浅 川 さ さ ら	久慈郡大子町浅川	保 存 会
" 8 "	西 金 砂 神 社 田 楽 舞	" 金砂郷村上宮河内	西 金 砂 神 社
" 7 "	東 金 砂 神 社 田 楽 舞	" 水府村天下野	東 金 砂 神 社
" 12 "	西 丸 山 祈 禱 ば や し	筑波郡谷和原村西丸山	保 存 会
" 6 "	真 家 み た ま 踊 り	新治郡八郷町真家	みたまおどり保存会
" 11 "	排 禍 ば や し	" 八郷町片野	排禍ばやし保存会

" 14 "	上 戸 の 獅 子 舞	行方郡牛堀町上戸	国 神 神 社
" 10 "	塚 崎 の 獅 子 舞	猿島郡境町塚崎	保 存 会
" 15 "	猿 島 ば や し	" 猿島町生子	八 坂 神 社
" 16 "	神 田 ば や し	岩井市神田山	保 存 会

茨城県教育委員会告示第⁴3号

茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)付則第7項の規定により、次表に掲げる文化財を茨城県指定無形民俗文化財に指定する。

昭和52年1月27日

茨城県教育委員会委員長 結 城 昭 蔵

記号番号	名 称	所 在 地	管 理 者
無民 第 13 号	日 立 風 流 物	日立市神峰町	日立市郷土芸能保存会
" 14 "	日 立 の さ さ ら	日立市 宮田, 会瀬, 助川, 水木, 大久保, 諏訪, 中成沢	"
" 15 "	浅 川 さ さ ら	久慈郡太子町浅川	浅川ささら保存会
" 16 "	東 金 砂 神 社 田 楽 舞	" 水府村天下野	東 金 砂 神 社
" 17 "	西 金 砂 神 社 田 楽 舞	" 金砂郷村上宮河内	西 金 砂 神 社
" 18 "	西 丸 山 祈 禱 ば や し	筑波郡谷和原町西丸山	西丸山祈禱ばやし保存会
" 19 "	真 家 み た ま 踊 り	新治郡八郷町真家	真家みたま踊り保存会
" 20 "	排 禍 ば や し	" " 片野	排禍ばやし保存会
" 21 "	上 戸 の 獅 子 舞	行方郡牛堀町上戸	国 神 神 社
" 22 "	塚 崎 の 獅 子 舞	猿島郡境町塚崎	塚崎の獅子舞保存会
" 23 "	猿 島 ば や し	" 猿島町生子	猿島ばやし保存会
" 24 "	神 田 ば や し	岩井市神田山	神田ばやし保存会

茨城県教育委員会告示第 号 5

茨城県文化財保護条例(昭和51年4月茨城県条例第50号)第41条第1項の規定により、次表に掲げる茨城県指定天然記念物の指定を解除する。

昭和52年1月27日

茨城県教育委員会委員長 結 城 昭 蔵

記 号 番 号	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者
昭和13年茨城県告示第628号	小林の大ヒイラギ	1株	東茨城県内原町小林645	根 本 俊 治
昭和15年茨城県告示第243号	押 辺 の 曲 松	1株	西茨城県岩間町押辺194	佐久間 悦 夫

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第3号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第5条第1項の規定により、立川土地改良区の総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定した。

昭和52年1月27日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

猿 島 町 選 挙 管 理 委 員 会

公 告

●肥料検査成績の公表

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第5項の規定により、昭和51年10月から12月までの期間内に収去した肥料の検査成績を次のとおり公告する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和51年10月分

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	検 査 点 数	内 不 合 格 点 数	備 考
なたね油かす及びその粉末	明 糖 油 脂 工 業 (株)	5	0	
	ミ ネ ヒ ロ ン (株)	5	0	
第 1 種 複 合 肥 料	日 東 肥 料 化 学 工 業 (株)	3	0	
	日 新 化 成 工 業 (株)	3	3	
	(株) エ コ ウ 肥 料	5	5	

副 産 石 灰 (株) 柏 化 学 工 業	3	0	
計	24	8	

昭和51年11月分

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	検 査 点 数	内 不 合 格 点 数	備 考
過 り ん 酸 石 灰	コウノシマ化成(株)	3	0	
第 1 種 複 合 肥 料	呉 羽 化 学 工 業 (株)	3	0	
	宇 部 興 産 (株)	3	0	
	日 東 化 学 工 業 (株)	3	0	
消 石 灰	赤 津 石 灰 礦 業 (株)	5	0	
鉍 さいけい 酸 質 肥 料	日 本 ア ロ イ (株)	3	0	
計		20	0	

昭和51年12月分

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	検 査 点 数	内 不 合 格 点 数	備 考
第 1 種 複 合 肥 料	(株) サ ン 化 学	10	0	
	多 木 化 学 (株)	3	0	
	日 本 鋼 管 (株)	3	3	
消 石 灰	駒 形 (合 名)	3	9	
計		19	3	

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和52年1月11日に完了したので公告する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市森山町字大民1165番, 1166番一1, 同番一2, 同番一3, 同番一7, 同番一8, 同番一9及び1168番一11から同番一21まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

株式会社 日立製作所

取締役社長 吉 山 博 吉

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和52年1月11日に完了したので公告する。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

日立市田尻町字赤羽1719番—1, 同番—16, 同番—19及び同番—20並びに字岩井崎2098番—1, 同番—3, 2101番—2及び2102番—1並びに字度志前2136番, 2137番, 2138番の一部, 2141番—1, 同番—3, 2147番—3, 同番—4, 2154番, 2159番—1, 同番—2及び2160番

2 事業主の住所及び氏名

日立市若葉町1丁目17番21号

常陽不動産株式会社

代表取締役 荒 井 清 市

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年1月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
高土木指令 第13号	52. 1. 13	土谷 一郎	高萩市高浜町 2—63	高萩市高浜町2丁目 61—4, 63—4	4.00	2.50
" 第23号	52. 1. 18	重内サービス KK 代表取締役 戸部 晃	北茨城市磯原町 磯原436—1	北茨城市磯原町上相田 字北原811—26	4.00	19.40
水土木指令 第29号	52. 1. 17	滝本 典秀	西茨城郡友部町 大田町1615	西茨城郡友部町大田町 字水戸坂脇1084—20, 1106—1, 1107—7	4.00	33.95
潮土木指令 第8号	52. 1. 18	鈴木富千代	行方郡潮来町大 字潮来3290—2	鹿島郡鉾田町鉾田字坂 下86—2, 94—5	6.00	66.00
" 第9号	"	小野瀬勝三	鹿島郡鹿島町大 字大船津2080	鹿島郡鹿島町鉢形字砂 山1393—6	4.00	24.40
竜土木指令 第21号	52. 1. 17	横見 貞男	東京都世田谷区 北沢5—23—24	牛久町田宮字堂薬師 151—2, —4	4.00	18.00
" 第23号	"	寺田 迪雄	牛久町牛久93	" 牛久字南裏 2499—6, 2500—7, 8, 9, 10, 12, 13	4.00	57.10
境土木指令 第14号	52. 1. 18	大久保昭吾	猿島郡総和町大 字東牛谷字原山 1190—14	猿島郡総和町大字東牛 谷字原山 1190—5, 12, 15	4.00	19.20

" 第15号	"	染谷 茂男	" " 大 字久能字道内 1229—2	" " 大字久能 字道内1175—2	4.00	23.40
" 第16号	"	旭木材工業 (株) 代表 鈴木吉之助	" " 大 字釈迦1286	" " 大字水海 字白山台2368—2	4.00	22.60
" 第17号	"	柿沼 実	" 境町塚崎 3486	" " " 字上谷津2981—2	4.00	24.65

正 誤

昭和51年7月16日付茨城県報号外中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
24	上から10	60 円	66 円

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所